令和８年（フ）第１３５号
滋賀県近江八幡市鷹飼町北四丁目10番地９（203号）
債務者　中辻　政一
１　決定年月日時　令和８年８月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第１８２号
兵庫県宝塚市売布東の町13番４号　メゾンド売布102、前住所兵庫県宝塚市中山五月台５丁目２番13―204号
債務者　室岡　晴爾
１　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第１８９号
兵庫県川西市滝山町13番８号
債務者　笠井　和壽
１　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第４１８号
兵庫県姫路市四郷町明田165番地１
債務者　明田　雪奈
１　決定年月日時　令和８年８月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４４７号
兵庫県姫路市御国野町国分寺561番地　オークヴィラ103号
債務者　ナガサワこと　長澤　生也
１　決定年月日時　令和８年８月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４５７号
兵庫県加古川市野口町水足686番地の１　コーポＴＭＹ103号、従前の住所兵庫県加古郡播磨町東本荘２丁目７番１―303号
債務者　岡本　恵瑠（旧姓山田）
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４５９号
兵庫県姫路市大津区吉美249番地
債務者　山田　翔太
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第２０３号
奈良市柳生町235番地
債務者　福西　直樹
１　決定年月日時　令和８年８月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２１５号
奈良県桜井市大字戒重350番地の１　エル桜井　306号
債務者　八木　宏樹
１　決定年月日時　令和８年８月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第９２号
和歌山市太田122番地１　アメニティ太田102
債務者　後藤千奈美
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２９８号
和歌山県橋本市学文路95番地の５
債務者　白崎ひとみ
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３０７号
和歌山県岩出市中島16番地の３（102号）
債務者　坊垣内真司
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３１３号
和歌山市梶取275番地18
債務者　廣瀬　大志
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３１８号
和歌山市西浜３丁目３番12号　ハイカムール西浜202号室、前住所和歌山市鳴神499番地１
債務者　仲地　亜希奈（旧姓　関川、百名）
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３２３号
和歌山市野崎204番地７　野崎ハイツ２Ｆ10号室
債務者　住本　　茜
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第４８９号
岡山市北区宿514―３　ＳｕｍｍａＢ107、住民票上の住所広島県福山市引野町北四丁目14番25号　サンライフ高屋Ａ101
債務者　和田　浩尭
１　決定年月日時　令和８年８月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５０号
広島県福山市伊勢丘三丁目13番33号　ホワイトハウス103
債務者　川本　美穂
１　決定年月日時　令和８年８月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係